

留意事項

第 1 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について（令和 5 年 1 月 27 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」により、5 月 8 日より新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされたことから、今決算期から、以下のとおり取り扱うこととされたので、適切に対応すること。
（新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営 に関する取扱いについて（その 7） 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）

1 理事会及び評議員会の開催について

新型コロナウイルス感染症の状況下における決算期等の理事会及び評議員会の開催時期については、法令及び定款の定めによることとし、各種届出書類に係る期限等に支障がないように留意すること。

ただし、新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更に伴う医療提供体制の段階的な移行に伴い、地域の感染状況等に応じた負担増が考えられることから、開催時期の遵守ができないやむを得ない事情がある場合には、可能になり次第、速やかに開催すること。

併せて、テレビ会議等による柔軟な開催手法についても、引き続き活用すること。

2 社会福祉法人が備置き、閲覧又は届出しなければならない書類等について

法人に備え置き、閲覧の用に供し、又は所轄庁あて届出を行わなければならない次の書類等の届出等については、法令における期限等の規定に従う必要があるものであること。

ただし、新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更に伴う医療提供体制の段階的な移行に伴い、地域の感染状況等に応じた負担増が考えられることから、期限の遵守ができないやむを得ない事情がある場合には、引き続き、当該支障がなくなり次第、できる限り速やかに履行すること。

- ① 法第 45 条の 27 第 2 項の規定に基づき、毎会計年度終了後 3 月以内（6 月末）までに作成することとされている計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）、事業報告及びこれらの附属明細書
- ② 法第 45 条の 34 第 1 項の規定に基づき、毎会計年度終了後 3 月以内（6 月末）までに作成及び主たる事務所に備え置くこととされている財産目録、役員等名簿、報酬等支給基準、現況報告書（以下「財産目録等」という。）
- ③ 法第 59 条の規定に基づき、毎会計年度終了後 3 月以内（6 月末）までに所轄庁へ届出することとされている計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査人設置法人にあつては会計監査報告を含む）並びに財産目録等
- ④ 法第 55 条の 2 第 2 項の規定に基づき、会計年度終了後 3 月以内（6 月末）までに所轄庁へ承認申請することとされている社会福祉充実計画

第2 社会福祉法人の一般検査の実施の周期の延長について

平成29年度の社会福祉法人制度改革により、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化等が図られたことから、「社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年4月27日付け社援発0427第1号ほか、厚生労働省社会・援護局長等連盟通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添）において、会計監査人等による監査又は専門家による支援を受けた法人について、一般監査の実施の周期の延長等を行うことができるとされている。

これを受け、県においても、最長で5年に1回まで検査周期を延長できることとしたので、会計専門家を活用されている法人にあっては、下記の延長要件の対応状況を確認するとともに、会計専門家が作成する報告書等については、県（法人主管課）へ提出されたい。

なお、当課においても、一般検査の際に延長要件を確認することとしているが、延長要件に満たしている法人を確実に把握したいので、該当する法人にあっては、[当室ホームページに掲載する様式（資料4-2）](#)により報告されたい。

延 長 要 件

【会計監査人による監査又は会計監査人による監査に準ずる監査（公認会計士又は監査法人によるもの）が実施されている法人】（5年に1回）

- 1 法人の運営等について、法令及び通知等に照らし、特に大きな問題が認められないこと。
- 2 会計監査人等が作成した独立監査人の監査報告書に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載されていること。
- 3 監査実施概要及び監査結果の説明書において不適正な行為等に関する報告がないこと。
- 4 計算書類、附属明細書及び財産目録に特に問題が認められないこと。
- 5 次の書類がホームページ又はワムネット等で公表されていること。
※ホームページ（自法人、全国経営協等）で公表すべき書類：定款、役員報酬等の基準、役員等名簿
※ホームページ又はワムネット等で公表すべき書類：現況報告書、計算書類
- 6 サービス活動収益の額が30億円を超える特定社会福祉法人にあっては、理事会で内部管理体制（11項目）が決定されていること。

【公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に関する内部統制の向上又は事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人】（4年に1回）

- 1 法人の運営等について、法令及び通知等に照らし、特に大きな問題が認められないこと。
- 2 公認会計士又は監査法人による「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」が提出されていること。または、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」が提出されていること。
- 3 計算書類、附属明細書及び財産目録に特に問題が認められないこと。
- 4 次の書類がホームページ又はワムネット等で公表されていること。
※ホームページ（自法人、全国経営協等）で公表すべき書類：定款、役員報酬等の基準、役員等名簿
※ホームページ又はワムネット等で公表すべき書類：現況報告書、計算書類

※ 対応が十分でない場合、検査の実施の周期の延長は適用されない。

第3 高齢者・障害者福祉施設における新型コロナウイルス感染対策について

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」により、5月8日より新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされたものの、高齢者・障害者施設等には重症化リスクが高い者が多く生活していることを踏まえ、高齢者・障害者施設等における対応は当面継続となるので、厚生労働省作成の『介護現場における感染対策の手引き』等に基づき、引き続き施設等における感染対策を徹底してすること。

第4 社会福祉施設等における水害・土砂災害対策への取組について

平成28年台風10号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成29年5月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対しては、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

については、対象となる施設の管理者等にとっては、避難確保計画の作成（施設内の掲示板等への掲示を含む。）及び市町村長への報告並びに避難訓練を実施し、避難体制の強化を図りたい。

第5 福祉サービスに関する苦情解決結果の公表について

社会福祉事業の経営者は、法第82条の規定により、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないものとされており、「『社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について』の一部改正について」（平成29年3月7日付け社援発0307第6号ほか、厚生労働省社会・援護局長等連名通知）を参考として、経営者が自ら苦情解決に積極的に取り組んでいるところである。

とりわけ、苦情解決の結果の公表は、利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上につながることから、個人情報に関するものを除き、どのような苦情をどのように解決したか等の概要について、インターネットを活用した方法のほか、「事業報告書」や「広報誌」等実績を掲載して公表されたい。

第6 「地域における公益的な取組」の推進について

「地域における公益的な取組」については、法第24条第2項の規定により、全ての法人は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」といった責務が課されている。

これを踏まえ、「地域における公益的な取組」に係る具体的な運用については、「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」（平成30年1月23日付け社援基発0123第1号、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）及び「重層的支援体制整備事業における社会福祉法人による「地域における公益的な取組」等の推進について」（令和3年3月31日付け社援基発0331第1号ほか、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）により示されているところであり、地域の実情に応じた福祉サービスの更なる充実に努めていただきたい。

第7 児童福祉施設等における安全計画の策定等について

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）」において、保育所等については、令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を各施設において策定することを義務付けることとされた。

については、対象となる施設の管理者においては、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じるなど、適切に対応願いたい。

第8 自動車を運行する場合の所在の確認について

令和4年9月に起きた、送迎用バスの園児置き去り死亡事案を受け、内閣府・文部科学省・厚生労働省の府省令が改正され、乗降者の際の点呼等による園児等の所在の確認並びに児童の送迎を目的とした自動車への安全装置の装備及び当該装置を用いての降車時の園児の所在確認が義務付けられた。

については、対象となる施設の管理者は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行する場合には、点呼その他の児童の所在を確実に把握できる方法により、児童の所在を確認するなど、適切に対応願いたい。